

第4次障害者計画・

第7期障害福祉計画・

第3期障害児福祉計画を策定しました

基本理念

共に育ち、共に暮らし、
共に働き、共に支えあう
自立とつながりのまち

国では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、令和5年3月に「障害者基本計画（第5次）」（令和5年度～令和9年度）を策定しました。

「障害者基本計画（第5次）」では、共生社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるように

支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めています。

こうした中、障害者の高齢化や障害の重度化、親亡き後の問題など、障害者を取り巻く状況は大きく変化し、多様なニーズに対するきめ細かな対応が求められており、町が担う役割は重要なものとなっています。

そのため、本町では、国及び県の動向、社会情勢の変化、障害者のニーズ等を踏まえ、さらなる障害者施策の推進に向け、横芝光町第4次障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（令和6年度～8年度の3年間）を策定しました。

基本方針

- (1) 自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 共生社会の実現に向けた施策の推進
- (3) 総合的かつ分野横断的な支援
- (4) 一人ひとりに配慮したきめ細かい支援
- (5) 複合的に困難な状況に置かれた障害者への支援
- (6) 実効性のある施策の推進

基本目標

- ① 安心できる保健・医療の体制づくり
- ② 障害のある児童の教育・保育の充実
- ③ 就労・社会参加の機会の充実
- ④ 地域福祉の推進
- ⑤ 暮らしやすい環境の整備
- ⑥ 障害福祉サービス等の充実

閤福祉課障害福祉班

☎(84)1257

